

2. ①行政処分等の基準の見直し

処分量定の新設・引上げ

○貨物自動車運送事業法改正により新設・改正された事項の違反行為について、処分量定の新設・引上げを実施。

主な改正

《新 設》 初違反

▷ 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の認可違反 (法第9条第1項)

・ 10日車

必要な認可を受けずに増車又は減車をしていた場合

▷ 社会保険等の未納付 (法第24条の4)

・ 20日車

・ 健康保険
・ 労働者災害補償保険
・ 厚生年金保険
・ 雇用保険

▷ 損害賠償の支払能力確保義務違反 (法第24条の4)

・ 20日車

《加入すべき任意保険(事業規模により除外)》
対人：無制限 対物：200万円以上

《現 行》 初違反

▷ 各営業所に配置する事業用自動車の種別違反

(法第9条第1項)

・ 警告

認可を受けずに種別(普通・霊柩)の変更があった場合

《改 正》 初違反

▷ 各営業所に配置する事業用自動車の種別違反

・ 10日車 【引上げ】